

道路法第24条による工事について

1. 道路法第24条による工事（以下「24条工事」という。）

道路管理者以外の者が、自らの都合により道路の形状を変える工事のことです。

工事を行うには、「道路工事施行承認申請書」を事前に道路管理者に提出し、承認を得なければなりません。

なお、工事の責任及び工事に関する費用（道路との境界が不明瞭な場合の境界確認に関する費用を含む。）は全て申請者負担になります。

また、承認を受けずに工事を行った場合や、承認の条件に違反した場合は、工事の中止や原状回復などの監督処分や罰則が科されることがあります。

（道路法第43条、57条、71条、101条による。）

2. 24条工事の内容

①敷地への車両の乗り入れの新設および変更

歩道舗装の改修、縁石の撤去、植樹帯・ガードレールの移設など

②宅地造成等に伴う道路法面の埋立、切土および側溝等の新設

道路法面の埋立、切土、擁壁・側溝の設置など

③開発行為等に伴う道路・側溝等の取付け

農道、私道等と市道の取付け、新設側溝等と市道側溝の取付けなど

そのほか、道路の形状を変更するすべての工事が対象となります。

3. 24条工事の審査

24条工事は、施工後道路管理者が施設を管理することになります。

そのため道路施設として必要な基準を満たしていることが承認の条件になります。

道路施設の規格等については、道路管理者に事前確認をお願いします。

また、乗り入れや側溝等の設置については、以下にご注意ください。

(1) 乗り入れ工事に関するもの（駐車場乗り入れ）

イ. 敷地内の駐車スペースの確保（歩道にはみ出しての駐車はできません。）

ロ. 乗り入れを承認することができない場所

①横断歩道等の中及び前後5m以内

②トンネルの出入り口

③バス停付近

④交差点の中及び曲がり角（停止線）から5m以内

⑤橋梁区間

⑥その他見通しが悪い区間（急カーブ、急坂等）等

ハ. 乗り入れの規模

①乗り入れ幅

一般的な宅地や店舗の場合、乗り入れ幅は原則4mとなります。

4mでの利用が困難な場合は、土地利用の計画（対象車両）や、必要な乗り入れの根拠などをご準備いただき、事前にご相談ください。

②乗り入れ箇所数

歩行者の安全を確保するため、できる限り乗り入れ箇所は少なくする必要があります。1敷地に原則1か所となります。

土地利用の状況によってやむを得ない場合は、最大2か所まで可能ですが

①同様に根拠等をご準備いただき、事前にご相談ください。

③乗り入れ離隔距離

原則として隣接する乗り入れとの離隔距離は、歩車道境界側で2.0m以上とし、かつ申請対象土地と隣接土地境界からは、1.0m以上となります。

ただし、1.0m以上の離隔距離が取れない場合は、隣接地所有者の同意を得ることができれば、離隔距離を緩和することも可能です。

(2) 埋立、切土、側溝等の新設に関するもの

イ. 側溝の有無

道路法面を埋立てる場合、前後に側溝が無いかをご確認ください。

また、側溝の有無に関わらず、埋立てによって隣接地に滞水が発生する場合は、側溝の整備が必要になります。

側溝の整備にあたっては、下流側の側溝の大きさに合わせて整備してください。

ロ. 道路境界への側溝等の新設

道路法面を切土して敷地内に乗り入れする場合、法肩の道路境界に側溝を整備することになりますので、法尻の側溝の大きさをご確認ください。

(3) 関係者の同意について

イ. 町会長の同意

申請にあたっては、町会長の同意が必要となります。

ロ. 生産組合長の同意

農業用水路の形状を変更する場合や影響が懸念される場合は、生産組合長の同意が必要となります。

ハ. 隣接地所有者の同意

乗り入れを設置するにあたり、申請対象土地と隣接土地境界からの離隔距離が1.0m以上取れない場合は、隣接地所有者の同意が必要となります。